

令和5年度「応急手当普及員講習」の開催について



応急手当普及員とは、勤務先の従業員や地域の方などを対象に、普通救命講習 I（成人への心肺蘇生法、AED の使用法、止血方法などを学びます。）の指導をしていただく方をいいます。

皆さんの知識や技術で、「救命リレー」のスタートである応急手当を普及させてみませんか。

なお、応急手当普及員になるためには、当消防本部が開催する普及員講習会を受講して、認定を受けていただく必要があります。

講習日時：令和5年12月2日(土)、9日(土)、10日(日)の3回

いずれも午前9時から午後5時まで

※ 3回全ての受講が必要です。遅刻・早退・途中退出者には認定証が交付されません。

講習会場：白山野々市広域消防本部 3階白山ホール

(白山市三浦町255番地1)

受講対象：白山市、野々市市又は川北町に在住、在勤又は在学されている方

定員：30名

申込方法：受講申請書に必要事項を記入し、受講申請書を白山市、野々市市又は川北町の消防(分)署に提出してください。

※ 申請書は、白山野々市広域消防本部ホームページからダウンロードできます。

受付期限：令和5年11月20日(月)

※ 定員となり次第、受付を終了します。

テキスト：応急手当普及員テキスト(東京法令出版)

※ テキストは、受講者が事前に準備し、持参してください。

その他：一定の技能を習得された方に認定証を交付します。

※ 昼食は、各自で用意してください。

問合せ先：平日昼間：消防本部消防課 救急係(電話 076-276-9483)

平日夜間、土日祝祭日：松任消防署 救急係(電話 076-276-6119)